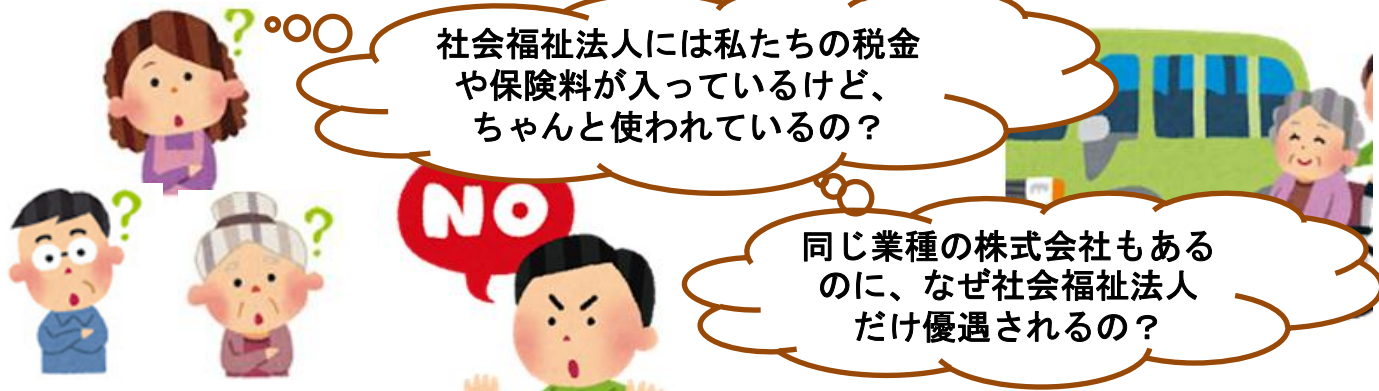


# 介護・保育事業等における 経営管理強化とイコールフットイング確立



## 1 社会福祉法人の経営管理強化

### 指摘される問題点

### 望まれる姿

#### 情報開示

サービスや財務内容を積極的に公開しているか

サービスや財務内容をHPや広報誌で積極的に公開し、利用者にアピールしている

#### 内部留保

内部留保の目的が不明瞭なのは

お金を計画的に貯め、必要な投資を行い、職員の処遇改善に努めている

#### 物品等の購入

公正な取引が行われているか

入札等により、透明な取引を行っている

#### 第三者機関 評価の受診

適切な法人運営やサービス水準が確保されているか

第三者のチェックを入れ、利用者へのサービス向上を図っている

## 2 イコールフットイング

### 社会福祉法人

### 株式会社

#### 参入規制

全ての介護・保育事業ができる

特別養護老人ホーム等できない事業あり

#### 社会への貢献

納税は免除

納税により利益の一部を社会還元

介護・保育事業等における経営管理の強化と  
イコールフッティング確立に関する論点整理

平成25年12月20日  
規制改革会議

- 社会福祉事業を取り巻く環境は大幅に変化している。まず、社会福祉法人による福祉サービスの提供が、「措置」という行政の委託から利用者との「契約」へと変化した。
- また、介護保険制度の導入以降、在宅サービスなどの分野では株式会社やNPO法人が参入し、多様な経営主体が競合する市場になった。
- これらの状況を踏まえ、第一に、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置を受けている社会福祉事業者は、ガバナンスの確立と経営基盤の強化を行い、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにすべきである。
- 第二に、さまざまな事業者が利用者の立場に立ってサービスの質や多様性を競い、豊富な福祉サービスが提供されるよう、経営主体間のイコールフッティングを確立すべきである。
- 当会議は、以下に示す論点に沿って引き続き議論を深め、来年6月までに、より具体的な提案を行っていくこととする。

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきではないか。

(2) 補助金等の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・ そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標

準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

### (3) 内部留保の明確化

- ・ 社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

### (4) 調達の公正性・妥当性の確保

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

### (5) 経営管理体制の強化

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

### (6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・ 厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

## 2. 経営主体間のイコールフットイング

- ・ 介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットイングを確立すべきではないか。
- ・ 第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・ 社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

以 上

## 介護・保育事業等におけるイコルフットィング確立の更なる論点

平成26年2月28日  
規制改革会議

介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコルフットィングを確立すべきではないか。

### **1. 参入規制の見直し**

第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。

### **更なる論点（議論の方向性）**

#### **① 特別養護老人ホーム等への参入**

法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、法人形態による参入規制を廃止してはどうか。

#### **② 指定管理者制度等の活用による参入**

法令による参入規制がなくとも、地方公共団体が福祉施設の運営を民間に委託する際に、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して勧告してはどうか。

## **2. 財政措置の見直し**

社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

### **更なる論点（議論の方向性）**

#### **① 補助金の実態把握と所轄庁への指導**

厚生労働省は、市町村などの地方公共団体が行っている社会福祉法人等に対する補助金の状況を一元的に把握したうえで、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において経営主体による差異を設けないよう、勧告してはどうか。

#### **② 地域貢献活動への拠出の義務化**

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。しかし、これらの事業を提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業など民間と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同様の競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備が不可欠である。

このため、介護保険事業など民間事業者と競合するサービスを提供する社会福祉法人には、収益の一定割合（法人税相当額）を、一定の社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の介護や地域福祉への貢献活動など）への支出に充てることを法令等で義務付けてはどうか。

また、これらの義務を着実に履行させるため、地域貢献活動への拠出制度の創設と併せて、義務を履行しない場合は法令違反として業務停止等の対象となることを明確化してはどうか。

以上